

2026年6月3日

令和8年度地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業

奄美推進体制構築・人材育成・販路形成事業

業務委託仕様書

1. 業務目的

本業務は、奄美地域における高付加価値旅行者の受入体制の構築及び観光コンテンツの磨き上げ、販路形成等を通じて、持続的な観光地域づくりを推進することを目的として実施するものである。本業務は以下の6項目により構成する。

2. 業務期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

3. 業務内容

概要

1 推進体制の強化

奄美における高付加価値旅行者受入を推進するため、DMOを中心とした地域推進体制を構築する。

2 人材育成

高付加価値旅行者に対応可能な人材・受入チームを育成する。

3 観光コンテンツ磨き上げ

奄美の自然・文化資源を活用した高付加価値旅行者向け観光コンテンツの造成及び磨き上げを行う。

4 販路形成・販売促進

高付加価値旅行商品を国内外旅行会社へ販売可能な状態にするため、販路形成及び販売促進を行う。

5 調査・分析

奄美の高付加価値観光の方向性を整理するため、市場動向及び地域資源の調査・分析を行う。

6 事務調整（事務局）

本事業の円滑な推進のため、全体調整および進行管理を行う。

1 推進体制の強化

(1) 目的

奄美における高付加価値旅行者受入を推進するため、DMOを中心とした地域推進体制を構築する。

(2) 業務内容

① 奄美DMOを中心とした推進体制の設計・運営支援奄美DMOインバウンド分科会の役割・機能等を具現化するための協議を2回程度実施し、あわせて地域関係者（ガイド、宿泊施設、交通関係、観光関連事業者等20～30名程度）を対象とした意見交換・ワークショップを1回程度実施する。

② 本事業成果を踏まえた推進体制の検証

事業実施を通じて得られた成果を踏まえ、インバウンド分科会コアメンバーの稼働体制や将来的な財源確保のあり方について整理・可視化を行う。

2 人材育成

(1) 目的

高付加価値旅行者に対応可能なガイド・受入チームを育成する。

(2) 業務内容

① スルーガイド研修（英語ガイドイング、自然文化ストーリー、リスクマネジメント等）複数日程のツアーを案内可能なガイド人材の育成を目的として、ワークショップ等を2回程度開催するとともに、2泊3日程度のフィールドワークを1回実施する。

② DMC育成（商品造成・行程設計・価格設計）

旅行商品の造成及び販売体制構築を目的として、奄美で日帰りまたは半日程度、参加者7～8名のワークショップ等を1回程度開催する。

3 観光コンテンツ磨き上げ

(1) 目的

奄美の自然・文化資源を活用した高付加価値旅行者向け観光コンテンツの造成及び磨き上げを行う。

(2) 業務内容

① ターゲット別観光コンテンツ造成（自然体験、文化体験、ウェルネス等）

観光コンテンツの検討及び造成を目的として、スルーガイド研修とあわせてワークショップ等を1回程度開催し、ターゲットを明確にした3つのツアー造成を行う。

② 地域資源のストーリー化

奄美の自然、文化、生活等の地域資源を整理し、観光コンテンツとしての魅力を高めるストーリー構築を行う。

③ 受入チーム形成（ガイド・宿泊・交通等）

ガイド、宿泊事業者、交通事業者等の連携による受入体制の構築を行う。尚商店街の関係者などからクルーズ来航時の連携や伝統芸能取組なども要望があり、魅力的な商店街立ち寄りのコンテンツ化等も考慮し、街づくりと連携したチーム組成も考慮に入れる。

④ 商品品質の検証・改善

造成した3つのツアーについて、品質検証及び改善を行うため、スルーガイド研修、DMC育成等とあわせてフィールドワークを1回程度実施する。

4 販路形成・販売促進

(1) 目的

高付加価値旅行商品を国内外旅行会社へ販売可能な状態にするため、販路形成及び販売促進を行う。

(2) 業務内容

① 国内DMC招聘（FAMツアー）

国内旅行会社等を対象とした視察を目的として、FAMツアーを1回程度実施する。FAM行程の中に地域事業者との交流なども取り入れ、より成果を実感できる内容とする。

② 販売ツール整備（英語資料、タリフ、写真・動画等）

旅行商品の販売促進を目的とした販売ツールを整備にあたってのドラフト、素材を準備する。

③ セールス活動（国内旅行会社等への営業）

東京拠点等の大手旅行会社をはじめ、沖縄・鹿児島などの観光需要が高い地域の旅行会社もしくはナショナルDMCを4～5社を訪問し、商品造成や販売促進に向けた営業活動を行う。また、各地域に拠点を置くクルーズ会社にも訪問し、クルーズ寄港の可能性を含めた連携強化について協議することも含める。

5 調査・分析

(1) 目的

R7事業で実施した調査結果を踏まえ、奄美の成果目標及び戦略素材の再整理・検証を行い、奄美の高付加価値観光の方向性を整理し、マスタープラン改訂案を作成する

(2) 業務内容

① 奄美のコアバリュー・ターゲット層整理

奄美の観光資源及び市場特性を整理し、ターゲットとする旅行者層を明確化する。また、高付加価値旅行市場との関係性を踏まえ、クルーズ船による来訪者の位置づけや今後の受入方針についても整理する。

② 地域関係者ワークショップ

地域関係者との意見交換を目的として、ワークショップ等を2回程度開催する。意見交換の結果やR7事業で実施した調査結果、上記5(2)①における検討結果等を踏まえ、商品造成、招聘、販売ツール整備及びセールス活動に反映する。また、R7事業で作成したブランドブックの掲載内容のブラッシュアップを行う。

また、招聘等の結果を踏まえて再度検討を行い、今後の販売戦略（誰に、何を売るか等）を整理した上で、4(2)③セールス活動に活用する。

③ 消費動向・市場動向データ整理

観光消費動向や市場動向に関するデータを収集・整理する。

- 国別・地域別の訪日旅行者の動向（旅行目的、嗜好性、支出傾向）
- 富裕層・高付加価値旅行者の行動特性（求める体験、滞在傾向、価格感）
- 奄美地域に関連する既存データ（R7事業の調査結果、自治体統計、観光協会データ）
- 競合地域（沖縄・屋久島・離島観光地）の市場動向
- 旅行会社・OTA・航空会社等が発信する市場レポート

これらのデータを整理し、ターゲット設定、商品造成、FAMツアー設計、販売ツール整備、セールス活動に活用する。

④ 戦略素材整理

調査結果を踏まえ、奄美のコアバリュー、ターゲット層、訴求ポイント等の再確認を行い、今後の観光戦略の検討に必要な素材整理を行う。

整理した戦略素材は、商品造成、FAMツアー、販売ツール整備、セールス活動、販売戦略策定に直接反映する。

6 事務調整（事務局）

(1) 目的

本事業の円滑な推進のため、事業全体の進行管理及び関係者調整を行う。

(2) 業務内容

① 事業進行管理

事業全体の進行状況を管理し、計画的な事業実施を行う。

② 関係者調整

関係機関、地域事業者、行政等との連絡調整を行う。

③ 会議運営

会議資料の作成及び会議運営を行う。

④ 事業成果整理

事業成果の整理及び報告資料の作成を行う。

⑤ 観光庁・県との調整

観光庁及び鹿児島県との調整業務を実施する。

(3) 成果物

1 推進体制の強化

- ・ 推進体制設計書（インバウンド分科会の体制・役割・運営方針をまとめた文書）
- ・ 協議2回、意見交換・ワークショップ1回実施報告書

2 人材育成

- ・ 人材育成実施報告書（研修内容、参加者、実施結果及び今後の育成課題を含む）

3 観光コンテンツ磨き上げ

- ・ ツアー商品造成リスト（造成・磨き上げたツアー概要、対象ターゲット、価格帯）

4 販路形成・販売促進

- ・ 受入チーム整備報告書（体制、役割等）
- ・ FAMツアー実施報告書（行程、参加旅行会社、フィードバック内容）
- ・ 磨き上げツアー商品造成リスト
- ・ セールス検証業務報告書（訪問先、商談内容、フォローアップ状況）

- ・販売ツール（写真、動画）整理リスト（英語資料ドラフト、タリフ、写真・動画素材の一覧）

5 調査・分析

- ・消費動向・市場動向データ整理資料（分析結果を含む）
- ・調査・分析結果報告書（奄美のコアバリュー、ターゲット層、消費動向・市場動向、戦略素材整理を含む）
- ・マスタープラン改訂案
- ・ワークショップ報告書（2回程度）

6 事務調整

- ・業務完了報告書（業務全体の実施内容、成果、課題及び次年度以降に向けた提案を含む）

4. 著作権

本業務において作成した成果物（報告書、資料、映像、写真、データ、プログラム等を含む。以下同じ。）に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、観光庁に帰属するものとする。

受託者は、成果物を第三者に提供し又は公表する場合は、事前に奄美DMO及び観光庁の承認を得るものとする。また、受託者は成果物に関して著作者人格権を行使しないものとする。

5. 個人情報の保護及び情報セキュリティ

受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関連法令を遵守し、適切に管理するものとする。

受託者は、本業務の遂行に際して知り得た情報（個人情報を含む。）を第三者に漏洩し、又は本業務以外の目的に使用してはならない。この義務は、契約終了後も存続する。

また、受託者は情報セキュリティの確保のため、適切な管理体制を整備し、不正アクセス、情報漏洩等の防止に努めるものとする。

6. 損害賠償

受託者は、本業務の実施にあたり故意又は過失により奄美DMO若しくは第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

7. 支払方法

契約代金の支払いに関しては、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」事務局（以下、「事務局」という。）を通じて支払われるものとする。支払時期は発注者及び事務局と協議の上、調整を行う。

別途、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 事業の手引き」を参照の上、必要帳票等を整理すること。

契約代金の支払は、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」事務局を通じて行うものとする。支払時期および手続きは、発注者および事務局との協議により定める。なお、支払に必要な帳票類は「事業の手引き」に基づき、受託者が整備・提出するものとする。